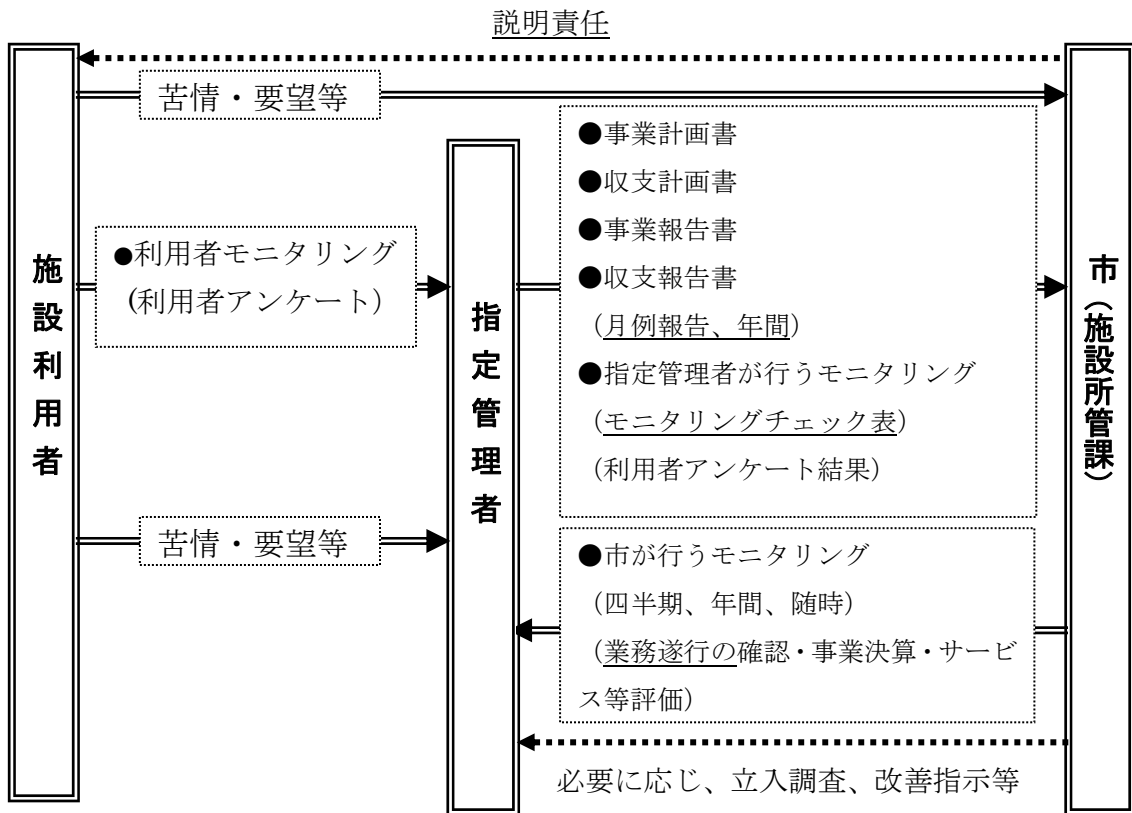


モニタリングフロー図



▼

モニタリング結果により、改善が必要と認められる場合
【改善指示】

- 市は、改善すべき内容、期限等について、「**改善指示書**」で指示
- 指定管理者は、「**改善計画書**」を提出し、改善取組

▼

管理の継続が適当でないと認められる時等
【指定の取り消し、業務停止命令】

- 条例に基づく指定取消、指定管理業務の全部若しくは一部の停止命令